

令和3年10月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム蓄電池に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちエアコン（室外機）1件、電動アシスト自転車1件、
加湿器（スチーム式）1件、リチウム蓄電池1件、
電動立ち乗り二輪車1件） | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち携帯電話機（スマートフォン）1件、エアコン1件、
携帯型電気冷温庫1件、エアコン（室外機）1件、介護ベッド1件、
電気掃除機1件、ノートパソコン1件、液晶テレビ1件） | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900622、A201900677、A201901007を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100538	令和3年10月2日	令和3年10月18日	携帯電話機(スマートフォン)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A202100539	令和3年9月11日	令和3年10月18日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	液晶テレビに関する事故(A202100548)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月6日
A202100540	令和3年10月3日	令和3年10月19日	携帯型電気冷温庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202100542	令和3年10月3日	令和3年10月19日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202100544	令和3年10月11日	令和3年10月19日	介護ベッド	死亡1名	使用者が昇降機能のある当該製品のベッドフレームの間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A202100545	令和3年10月7日	令和3年10月19日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100547	令和3年10月12日	令和3年10月20日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100548	令和3年9月11日	令和3年10月20日	液晶テレビ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	エアコンに関する事故(A202100539)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし